

# 山梨県公報

第二千八百五十八号

平成三十一年

二月四日

月 曜 日

## 目次

告示

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除……………二二三

○道路の区域変更(二件)……………二二三

その他……………二二三

○あつせん員候補者の告示……………二二四

## 告示

### 山梨県告示第十八号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として平成三十年山梨県告示第三百三十七号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定を解除する区域 南アルプス市宮沢字西宮沢三百一番二及び同市荊沢字東裏千六百番五の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

### 山梨県告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十一年二月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
大月市七保町林字ユルギ下八九四番四地先から 大月市七保町林字ユルギ下八九二番二地先まで	八・二 一七・一	六・三 八・二	六三・一	六三・一

### 山梨県告示第二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十一年二月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百十三号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡道志村字善之木一〇五一六番一地 先から 南都留郡道志村字善之木一〇六三五番一地 先まで	七・一 一八・四	六・八 七・八	三三・一	三三・一